No	資料名称	へ゜ージ	質問内容	質問回答
1	仕様書	3	仕様書3.機器の仕様について確認ですが、Jamfのライセンス調達は必要ですか。	本案件にjamfの調達は含まれるため必要です。
2	仕様書	3	iPadについて、端末はDEP端末ということで間違いないですか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書	3	キーボードについて、キーボードとiPad本体は、他の 仕様を満たせば有線接続でも問題ないですか。	仕様を満たしていれば有線接続でもよいですが、常時、仕様にあるLightningコネクタまたはUSB Type-Cコネクタが使用可能である必要があります。
4	仕様書	3	Jamfについて、5年間の利用ライセンスが必要という認識で間違いないですか。	お見込みのとおりです。
5	仕様書	1	 本調達について (5)履行場所」について、納入場所は大阪府下となりますか。 	お見込みのとおりです。
6	仕様書	1	1. 本調達について 「(5) 履行場所」について、納入箇所は1か所になり ますか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書	1	1. 本調達について 「(7) 基本要件」の「ア 本調達の範囲は端末等の納入までとし、その後の設定作業(ソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認)は本調達に含まない。」と記載がありますが、「オ 納入するOSについては、納品時点で最新のバージョンとすること。」との記載があります。仕様に記載のあるiPadの入札時点での最新型番を納入すればOSの最新化は不要ということでよいですか。	お見込みのとおりです。
8	仕様書	1	1. 本調達について 「(7) 基本要件」の「キ 端末管理ツールに登録する ために必要な端末情報を提出すること。」と記載があ りますが、具体的にどのような情報を提出すればよい ですか。	端末番号とADE(旧:DEP)として使用するための情報が必要です。
9	仕様書	2	1. 本調達について 「(8) 機器の納品」の「本調達に係る機器には、教育 委員会の指定したテープラベルを貼ること。(内容は 名称、番号、導入年度等とする。)」と記載がありま すが、具体的な貼り付け箇所および貼り付け枚数をご 教授下さい。	画面上部に端末番号と吹田市教育センターのテープを 貼り付けます。 (1か所)
10	仕様書	2	1. 本調達について 「(8) 機器の納品」の「エ 納品の際に出た不要な梱 包材等については撤去し、適切に処理すること。」と 記載がありますが、納品時は箱納品で構わないです か。	お見込みのとおりです。

11	仕様書	2	1. 本調達について 「(8) 機器の納品」の「エ 納品の際に出た不要な梱包材等については撤去し、適切に処理すること。」と記載がありますが、iPadの化粧箱は受注者が持ち帰り処分することを想定されていますか。	納品時に発生した梱包材以外は当市が処分します。
12	仕様書	2	1. 本調達について 「(8) 機器の納品」の「エ 納品の際に出た不要な梱包材等については撤去し、適切に処理すること。」と記載がありますが、iPadなどの納品物品を正規品の化粧箱ではなく簡易な別箱で納品することは可能ですか。	可能です。
13	仕様書	2	1. 本調達について 「(9) 保守」の「機器納品後1年間は保証期間として 対応すること。」について、保証期間は受注者が吹田 市に物品引き渡しした日からの開始となりますか。	お見込みのとおりです。
14	仕様書	2	1. 本調達について 「(9) 保守」の「機器納品後1年間は保証期間として 対応すること。」について、対応は物損なし・自然故 障のみの想定ですか。	お見込みのとおりです。
15	仕様書	2	1. 本調達について 「(9) 保守」の「機器納品後1年間は保証期間として対応すること。」について、メーカー標準保証でよいですか。	お見込みのとおりです。
16	仕様書	2	1. 本調達について 「(9) 保守」の「機器納品後1年間は保証期間として 対応すること。」について、対応が必要となった場 合、吹田市からメーカーに直接修理依頼をされる想定 ですか。	お見込みのとおりです。但し、保証を受ける際に販売 店様(落札者様)の情報が必要な場合は別途提出して いただきます。
17	仕様書	2	1. 本調達について 「(10) 納品後に提出する資料」の「・機器一覧表」 について、具体的に提供が必要な情報をご教授下さ い。	端末番号とADE(旧:DEP)として使用するための情報が必要です。
18	仕様書	2	1. 本調達について 「(12) その他」の「ク 機器使用開始日から最長 5 年間修理部品の調達が可能な機器であること。」について、iPadは修理・部品交換という概念はなく、修理対応及び破損本体の交換対応が前提ということよいですか。	お見込みのとおりです。
19	仕様書	2	1. 本調達について 「 (12) その他」の「オ受注事業者 は、納入した機器、ソフトウェアに問題がある場合、責任をもって解決できる体制があること。」について、ソフトウェアはJamfのみを指しますか。	お見込みのとおりです。
20	仕様書	2	1. 本調達について 「(12) その他」の「ク 機器使用開始日から最長5年 間修理部品の調達が可能な機器であること。」につい て、受注者による5年間修理保証(保守業務)が本案件の 範囲に含まれますか。	5年間修理保証(保守業務)は本案件には含まれません。
21	仕様書	2	1. 本調達について 「コ 本調達に係るソフトウェアの使用許諾契約は、 教育委員会が一括して行う ものとし、そのための登録 手続き等は受注事業者が代行すること。」について、 「3. 機器の仕様について」に記載のあるJamfのことを 指すということでよいですか。	お見込みのとおりです。

22	仕様書	3	3. 機器の仕様について 「その他 本端末を学習者用コンピュータとして適切 に使用するためのソフトウェアとしてJamfを導入して おくこと (設定作業は含まない)」について、Jamfの 契約期間は1年間ですか。 また、今回のJamfはすでに吹田市で使用しているもの で、追加ライセンスとなりますか。	Jamfの契約期間は5年間とします。 また、今回のJamfは追加ライセンスとなります。
23	仕様書	3	3. 機器の仕様について 「その他 本端末を学習者用コンピュータとして適切 に使用するためのソフトウェアとしてJamfを導入して おくこと(設定作業は含まない)」について、Jamfの 契約開始日は具体的にいつからとなりますか。	Jamfの契約開始日は令和3年9月1日からです。
24	仕様書	3	3. 機器の仕様について 「その他 本端末を学習者用コンピュータとして適切 に使用するためのソフトウェアとしてJamfを導入して おくこと (設定作業は含まない)」について、 Jamf (MDM)を利用されることからDEP登録が必要と思わ れますが、DEP登録作業は本案件の範囲に含む想定でよ いですか。	お見込みのとおりです。